

★遺産分割協議のやり直しに対する課税

今回は、相続時に行う遺産分割協議をやり直した時の、相続税等の課税の概要についてご案内します。
(塚越 康仁)

◎遺産分割協議(書)の位置付け

遺言書がある場合を除き、被相続人が亡くなると相続人は遺産の分け方を話し合い、その内容を書類として残します(遺産分割協議書)。その内容に基づき、不動産については法務局で所有者の名義変更を行い、また金融資産については各金融機関にて手続きを行います。

◎一度確定した遺産分割協議のやり直し

民法上、相続人全員の合意があれば、一度内容の確定した遺産分割協議をやり直すことができます(遺産分割の調停が成立した場合又は遺産分割の審判が確定した場合を除く)。

一方税務上は、当初の遺産分割協議に重大な瑕疵がある場合を除き、遺産分割のやり直しは遺産分割とはみなされません。遺産の再分割は新たな譲渡や贈与とみなされ、それぞれ所得税や贈与税が課されることとなります(相基通19の2-8)。

例えば相続人Aが当初の遺産分割協議で相続した不動産を、遺産分割協議のやり直しでBが相続した場合、税務上BはAからその不動産の贈与を受けたことになり、その不動産の評価額によっては贈与税の申告・納税義務が生じます。

またBが不動産を相続する代わりにBがAに金銭を支払った場合、税務上Aはその金銭の額でBに対して不動産を譲渡したことになり、譲渡所得税の申告・納税義務が発生します。Bの支払った金額が不動産の時価より低い場合には、その差額についてBはAから贈与を受けたとして、金額によっては贈与税の申告・納税義務が生じます。

◎まとめ

上記の通り、民法と税法とでは遺産分割協議のやり直しに対する取り扱いが異なります。

民法で遺産分割協議のやり直しが制限されていないからと言って、安易に遺産分割をやり直してしまうと、後日思わぬ税負担を負うことになりかねません。

一度確定した遺産分割協議のやり直しを検討されている場合、事前に専門家と相談するなど慎重な対応が必要です。

<図>遺産分割協議のやり直しと相続税等の課税関係

